

医療法人 済世会 情報

平成 19 年度 医療法人済世会 新年情報交換会 を開催



平成 20 年 1 月 18 日に『医療法人済世会 新年情報交換会』をグランド・ハイアット・福岡で開催いたしました。当法人の新年の集いも 3 回目を迎え、今年も多く職員や多数の来賓の方々に参加していただき、盛大な会となりました。昨年は創設者 河野正が逝去するという悲しい出来事がありましたが、現在の理事長 河野正美を中心に先代理事長の意志を引き継ぎ、今後も「受診してよかった」と言ってもらえるよう、患者様の視点に立った医療や

看護の提供を河野病院・河野名島病院・河野粕屋病院が一丸となって努めていくことを誓いました。

また法人全体で集まる機会なので、この情報交換会で 3 病院、諸施設の職員とも親睦を深めることができました。余興では河野名島病院の職員で結成されているバンド「N JIMA」の演奏もあり曲にあわせて即興で職員がダンスをするなど、職員が主体的に活躍した楽しい会となりました。最後に



は恒例の抽選会もあり、今年も大盛況のうちに幕を閉じることができました。



4 月からスタート 後期高齢者医療制度

平成 20 年 4 月 1 日より新しい高齢者（75 歳以上下記参照）の医療制度として「後期高齢者医療制度」が施行されます。これまでの老人保健医療受給者証は使用できなくなり、現在加入されている健康保険（国民健康保険、政府管掌保険、健康保険組合等）からも離れ、高齢者の健康保険制度である「後期高齢者医療制度」の新しい保険証が交付されます（被保険者になる人には被保険者になる月の前月に保険証が送付されてくるので、手続きは不要です）。4 月 1 日以降、医療機関を受診される際には新しい保険証を使用してください。

* 主な概要

- 対象者・・・75 歳以上の人または一定の障害がある 65 歳以上の人
- 保険証・・・一人に 1 枚、新しい保険証を送付
- 保険料・・・被保険者全員が納付（原則として年金からの徴収）
- 負担割合・・・医療費の自己負担は 1 割（現役並み所得者は 3 割）
- 制度運営・・・福岡県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村が加入）